

尾張津島 秋まつり

10月5日(土)
6日(日)

問合せ 産業振興課商工・観光・企業誘致G ☎55-9663
(一社)津島市観光協会 ☎28-8051



駐車場と交通規制のお知らせ



「尾張津島秋まつり」が10月5日(土)・6日(日)に開催されます。6日(日)は混雑が予想されますので、お越しの際は電車・バスをご利用ください。

6日(日)には神守町での「神守山車からくり披露」、津島駅前での「津島山車からくり・車切披露」、「石採祭車競演」等の開催に伴い交通規制を行います。大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。



津島山車からくり・車切披露・ 石採祭車競演

日時 10月6日(日) 正午～午後3時
場所 名鉄津島駅前(駅前～藤浪町1交差点)

山車等の運行

日時 10月6日(日) 午後1時～9時30分
場所 天王通り





一斉総車切

日時 10月6日(日) 午後6時30分～8時
場所 天王通1交差点付近



神守山車からくり披露

日時 10月6日(日) 午前9時30分～正午
場所 神守支所



見どころたくさんの
「尾張津島秋まつり」を
ぜひお楽しみください!

駐車場

西小学校臨時駐車場

日時 10月6日(日) 正午～午後8時
※天候などにより使用できない場合があります。

歩行者専用道路区間等

※山車等の運行に伴い通行できない場合があります。規制等については、尾張津島秋まつりリーフレットを参照してください。

魅力マシマシ

津島市職員 採用候補者募集



経験豊富な人財や
チャレンジ精神旺盛な人財を募集します!

ID 533295512 問合 人事秘書課人事G ☎24-1124

あなたと一緒に創りたい
つしまのこれから

令和7年度採用予定の市職員採用試験を下表のとおり行います。

試験の日程・内容

～9月10日(火)	9月17日(火)～30日(月)	10月15日(火)～28日(月)	11月9日(土)	11月中旬
申込受付	第1次試験 動画選考	第2次試験 SPI	第3次試験 個人面接 (自己PR)	合格発表

受付期限 9月10日(火)まで

申込方法 市ホームページの「職員採用」のページから「津島市電子申請・届出システム」にてお申し込みください。

※その他詳細は、募集要項をご確認ください。

採用職種・受験資格・採用予定人数

職種区分	受験資格		採用予定人数
	学歴・資格等	年齢	
一般事務職 (民間企業等 職務経験者)	同一の民間企業等において、職務経験年数が令和6年4月1日時点で通算して8年以上ある方	昭和59年4月2日 以降に生まれた方	若干名
一般事務職 (社会福祉士または 精神保健福祉士)	社会福祉士または精神保健福祉士の資格を所有の方、または令和7年3月取得見込みの方		
技術職 (土木・建築)	1級建築士の資格を所有の方 土木・建築関連の民間企業等において、建設コンサルタント業務(道路・都市計画・公園・上下水道・建築)の経験があり、その年数が令和6年4月1日時点で通算して8年以上ある方		
保健師	保健師の免許を所有の方、または令和7年3月取得見込みの方	平成元年4月2日 以降に生まれた方	1人程度

津島市任期付職員(フルタイム)採用候補者試験について

一般事務職の任期付職員(フルタイム)採用試験を冬ごろに実施する予定です。詳細は後日、市ホームページ等でお知らせします。

10月から児童手当制度が変わります



問合 子育て支援課子育て支援G ☎24-1121

①新たに認定申請が必要な方

- 中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している方
- 児童手当等が所得上限限度額超過により支給対象外であった方

必要書類

- 請求者名義の銀行預金通帳
- 請求者・配偶者のマイナンバーカードまたは通知カード
- 本人確認のできる書類

※状況に応じて追加で確認書類を求める場合があります。

②多子加算の申請が必要な方

- 新たに多子加算の算定対象となる18歳年度末を経過した後22歳年度末までの子がいる方(養育している子が3人未満の方は支給額に影響がないため、手続きは不要)

必要書類

- 監護相当・生計費の負担についての確認書

※状況に応じて追加で確認書類を求める場合があります。

	改正前 (令和6年9月分まで)	改正後 (令和6年10月分以降)
支給対象児童	15歳到達後の最初の年度末(中学生年代)まで	18歳到達後の最初の年度末(高校生年代)まで
第3子以降のカウント方法(多子加算)	18歳到達後の最初の年度末までの子どもから第1子としてカウント	22歳到達後の最初の年度末までの子どもから第1子としてカウント
所得制限	あり	なし
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> • 3歳未満:15,000円 • 3歳から小学校修了前第1子・第2子:10,000円 • 第3子以降:15,000円 • 中学生:10,000円 	<ul style="list-style-type: none"> • 3歳未満第1子・第2子:15,000円 • 第3子以降:30,000円 • 3歳から18歳第1子・第2子:10,000円 • 第3子以降:30,000円
支払期月	年3回 (2月・6月・10月)	年6回 (偶数月)

※「第3子以降のカウント方法(多子加算)」は、監護に相当する世話をし、生計費を負担している場合のみカウントします。

現在児童手当を受給中の方は、制度改正に伴う手続きは原則不要です

※②の方は手続きが必要です。

新入学児童の就学時健康診断

問合 学校教育課学校教育G ☎55-9417

令和7年度に小学校に入学する方(平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれ)を対象に就学時健康診断を行います。

診断日の5日前までに通知書が届かない方や転居・転出予定の方は、問い合わせ先へ。



学校名	診断日	受付時間
東小学校	10月17日(休)	午後1時15分～1時30分
西小学校	10月4日(金)	午後1時20分～1時40分
南小学校	11月1日(金)	午後1時～1時20分
北小学校	10月30日(水)	午後1時30分～1時45分
神守小学校	10月10日(休)	午後1時10分～1時30分
蛭間小学校	10月28日(月)	午後1時10分～1時30分
高台寺小学校	10月31日(休)	午後1時15分～1時30分
神島田小学校	10月10日(休)	午後1時30分～1時50分

宝くじ助成金で 活動備品を配備・整備しました

この助成金は、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源とし実施しているコミュニティ助成事業です。

東小学校区自主防災会では、防災倉庫、アルミ組立てリヤカー、ソーラーパネル発電機ほか4品を宝くじ助成金で配備しました。

今回の配備により、自主防災会のさらなる活動が期待されます。



▲宝くじ助成金で配備された物品一式

問合せ 危機管理課危機防災G ☎55-9594

東小学校区コミュニティ推進協議会では、会議テーブル、印刷機、エアコン、ワンタッチテントほか3品をこの助成金で整備しました。



▲印刷機



▲ワンタッチテント

問合せ 市民協働課市民協働G ☎55-9298



9月は秋の全国交通安全運動が実施されます

9月21日(土)～30日(月)の10日間、秋の全国交通安全運動が実施されます。

9月は月初めと月末の日没時間の差が最も大きく、日が暮れるのが急に早くなる時期です。

日没の早まりとともに、交通事故が多発する夕方の5時～7時は“魔の時間”として注意が必要です。夕暮れ時には、ドライバーの方は速度を落とし、早めのライト点灯とハイビームを活用して安全運転に努めてください。

歩行者は、反射材の活用や明るい服装、自転車の方も早めのライト点灯で安全行動に努め、安全運転・安全行動に努めましょう。

SNS型投資・ロマンス詐欺が多発!



簡単にお金が増えた



有名人から連絡が来た

異性からSNSでアプローチされた



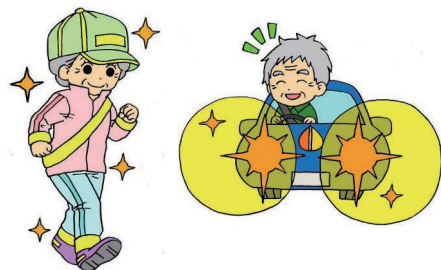
愛知県内を含め全国で被害が急増!!

★被害防止ポイント★

- ①投資資金等の振込先が「個人口座」の場合は**詐欺!**
- ②SNSだけでやりとりしている相手を**信用しない**
- ③「必ず儲かる」、「投資に詳しい人を紹介」と言われたら**詐欺!**

安全運転窓口相談

最近、「身体の動きが鈍くなった」など運転に不安を感じたら、安全運転相談ダイヤル“#8080(シャープ ハレバレ)”にご相談下さい。



防犯情報まるわかりアプリ「**アイチポリス**」では、

○お住まいの地域で発生した犯罪情報

○被害防止動画 などが盛り込まれています。ぜひダウンロードして活用しましょう。

※本アプリは無料で利用できますが、ダウンロードおよび利用時にはデータ通信料がかかります。

※AppleおよびAppleのロゴは、米国およびその他の国で登録されたApple Inc.の商標です。

※Apple Storeは、Apple Inc.のサービスマークです。

※Google PlayおよびGoogle Play ロゴは、Google LLC の商標です。



ご存じですか？

年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。支給要件を満たす場合、2年目以降の手続きは原則不要となります。

対象

要件をすべて満たす方

老齢基礎年金を受給している方

- 65歳以上
- 世帯全員の市町村民税が非課税
- 前年の年金収入金額とその他の所得の合計額が、昭和31年4月1日以前生まれの方は88万7,700円以下、昭和31年4月2日以後生まれの方は88万9,300円以下

障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

前年の所得が472万1,000円以下(扶養親族等の数に応じて増額)

請求手続き

老齢・障害・遺族基礎年金を受給している方で、令和6年度、新たに年金生活者支援給付金の支給対象となる方

9月ごろから順次日本年金機構から簡易な年金生活者支援給付金請求書(はがき型)が送付されます。

年金生活者支援給付金を受け取るには年金生活者支援給付金請求書の提出が必要です(すでに年金生活者支援給付金を受給している方は、新たな手続きは不要)

年金生活者支援給付金請求書(はがき型)が届いた方は、必要事項を記載し速やかに提出してください。※1

※1

令和7年1月6日までに日本年金機構へ請求書が届いた方は、10月分から受け取ることができます。ただし、令和7年1月6日までに請求書が届かなかった場合は、請求した月の翌月分からの受け取りになります。

初めて年金を受給する方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市役所で請求手続きをしてください。

世帯構成に変更があり、世帯全員の市町村民税が非課税等となり支給要件に該当した場合

年金生活者支援給付金を請求することができます。年金事務所または市役所で請求の手続きをしてください。※2

※2

この場合は、請求書を提出した翌月分からの支給となりますので、お早めに申請してください。

年金給付金

検索



問合 保険年金課医療・年金G ☎24-1114
中村年金事務所 ☎052-453-7200

不審な電話や案内には
ご注意ください

日本年金機構や厚生労働省から、電話で家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めたりすることはありません。不審に感じた場合は、日本年金機構や警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください。年金生活者支援給付金の請求でお困りのときには、下記へお電話ください。給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092(ナビダイヤル)